

独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）の  
中期目標の変更について

1. 位置付け

独立行政法人日本原子力研究開発機構法第23条において、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないとされている（ ）ことから、意見を聴くもの。

2. 変更の内容・理由

(1) 変更の内容

平成19年10月24日にITER協定が発効し、同日JAEAは国からITER協定に基づく国内機関として指定され、同協定の義務の履行を行うことになったことから、中期目標・中期計画にITER協定に基づく国内機関としての位置づけを明確にするものである。

(2) 変更の経緯

法人発足当初の経緯

JAEA発足時、ITER計画に基づく核融合実験炉の建設地等が決定し、ITER計画と並行して補完的に取組む幅広いアプローチ（BA）についても実施が決定するなど、ITER計画やBAに関する業務について大枠は決まっている状況であった。その中で日本が担当する事業内容についても既に決まっており、それらについては、JAEAの中期目標・中期計画に折り込まれていた。

協定の発効

我が国は平成18年11月にITER協定に署名し、平成19年4月17日に衆議院において、5月9日には参議院において承認された。その後、同協定は10月24日に発効し、同日JAEAは国からITER協定に基づく国内機関として指定されている。

( ) 独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第二十三条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。